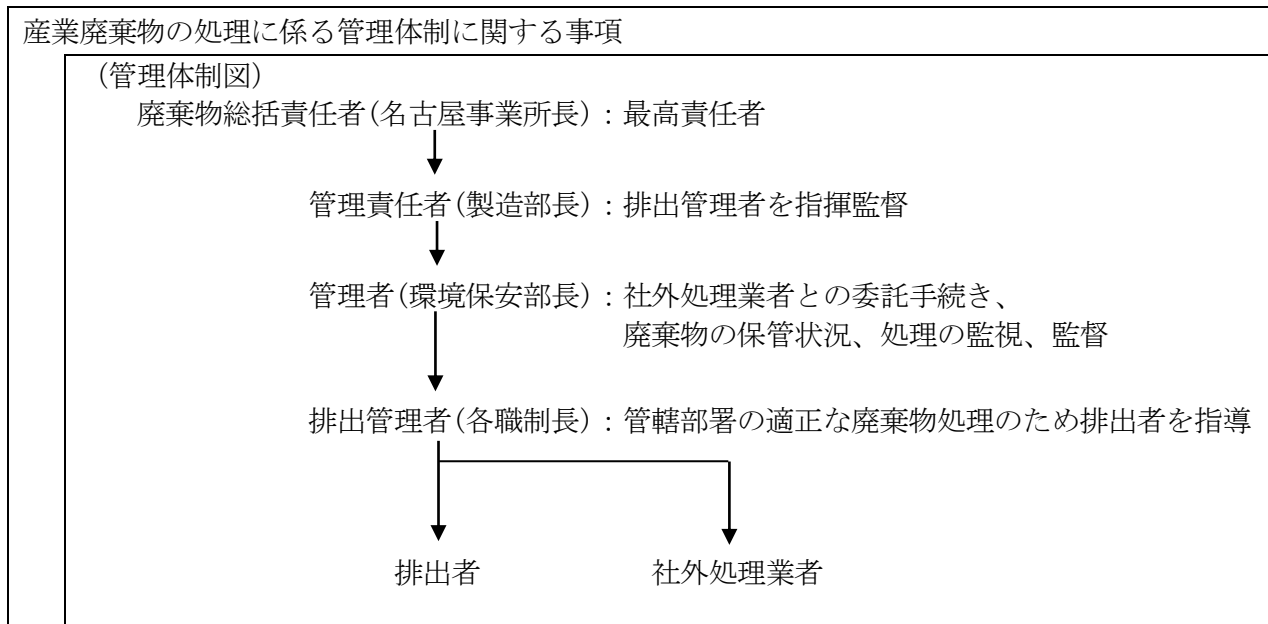


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 5月20日	
愛知県知事 殿	
提出者 〒605-0995 住 所 京都府京都市東山区一橋野本町11番地 氏 名 サンノプロ株式会社 代表取締役社長 楡 康治 代理人 名古屋事業所長 田本 明彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	サンノプロ株式会社 名古屋事業所
事業場の所在地	愛知県東海市新宝町31の1
計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E-16:化学工業
②事業の規模	製造品出荷額:921,700(万円)
③従業員数	113人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	イ) 廃アルカリ、廃プラスチック類、汚泥および廃油 ⇒産業廃棄物業者による減量化 ロ) 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、木くずおよび蛍光灯 ⇒産業廃棄物業者による再生利用化

(第2面)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類
	排出量	2,069.7 t	12.128 t
	(これまでに実施した取組) ・廃アルカリは、製造工程の改善および突発的な廃アルカリ発生の防止を図り、対前年度比4.3%削減となった。 ・廃プラスチック類は、プラスチック袋・容器の削減を進めた結果、対前年度比45.8%の削減となった。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類
	排出量	2,161.6 t	12.67 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃アルカリは、生産工程の改善、洗浄方法の見直しおよびトラブル等による突発的な廃アルカリの発生の防止を図る。 ・廃プラスチック類は、今後もプラスチック袋・容器の削減を進める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の分別を確実に実施し、再生利用を図っている。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後とも、産業廃棄物の分別を確実に実施し、有価物および再生利用の比率を増やす。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	10.84 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 製造工程の改善及び突発的な汚泥発生量の防止を図ったが、対前年度比（61.8%増加）という結果であった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	
	排 出 量	6.65t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 今後とも、製造工程の改善及び突発的な汚泥発生量の防止を図る。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	金属くず
	排 出 量	12.2936 t	2.07 t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃油は、洗浄方法の改善および有価物売却（有価物化率：49.2%）を実施した結果、前年度比で大幅削減（63.4%削減）となった。 ・ 金属くずは、不具合品の増加による廃棄缶の増加の抑制を図り、前年度比で削減（22.8%削減）となった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	金属くず
	排 出 量	12.84t	2.16t
	（今後実施する予定の取組） ・ 廃油は、洗浄方法の改善、有価物売却の更なる促進、突発的な不具合品の発生を抑制し排出量削減に努める。 ・ 金属くずは、突発的な不具合品の発生による廃棄缶の増加の抑制により、排出量の抑制を図る。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類
	排出量	3.14 t	0.0t
	（これまでに実施した取組） ・ガラスくず及び陶磁器くずは、試薬瓶の業者引取り及びサンプル瓶の洗浄リサイクルの徹底で排出量の抑制を図り、前年度比で13.7%削減となった。 ・がれき類排出量はゼロであった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類
	排出量	3.28t	0.0t
	（今後実施する予定の取組） ・ガラスくず及び陶磁器くずは、今後とも試薬瓶の業者引取りおよびサンプル瓶の洗浄リサイクルを継続し、排出量の抑制を図る。 ・がれき類は、発生量が少ないため、今後とも排出量ゼロ又は現状維持（0.1 t 前後）に努める。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（平成5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）
	排出量	0.0 t	0.075 t
	（これまでに実施した取組） ・木くずは、パレットの丁寧な取扱い及び修理による再利用を継続し、排出量ゼロであった。 ・蛍光灯は、前年度比で23.0%増加となったが、前年度と大差なかった。省エネおよび交換周期の長いLEDへの更新を進めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）
	排出量	0.0 t	0.08 t
	（今後実施する予定の取組） ・木くずは、今後ともパレットの丁寧な取り扱い及び修理による再利用を行い、排出量抑制に努める。 ・蛍光灯が2027年末で製造中止となるため、LED化を推進し、廃棄物削減に取り組む。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類
	全処理委託量	2,069.7 t	12.128 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・ 廃アルカリ及び廃プラスチック類は、全量、現行業者（親会社である三洋化成工業(株)名古屋工場）で減量化を行った。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	10.84 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	10.84 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥は、全量、優良認定処理業者へ処理委託を行った。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	金属くず
	全処理委託量	12.2936 t	2.07 t
	優良認定処理業者への処理委託量	12.2936 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	2.07 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・廃油は、全量、優良認定事業者へ処理委託を行った。 ・金属くずは、全量、再生利用業者へ処理委託を行った。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量	3.14 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.14 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ガラスくずは、全量、優良認定処理業者へ処理委託（再生利用）を行った。 ・がれき類は、排出量ゼロであった。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）
	全処理委託量	0.0 t	0.075 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.075 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・木くずは、排出量ゼロであった。 ・蛍光灯は、全量、優良認定処理業者へ処理委託（再生利用）を行った。		



②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類
	全処理委託量	2,161.6 t	12.67 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産工程の改善、洗浄方法の見直しおよびトラブル等による突発的な廃アルカリの発生の防止を図り、親会社である三洋化成工業㈱のS-TEC21-24の取組みに基づき、排出量抑制に努める。</li> <li>・プラスチック袋・容器の削減を進め、親会社である三洋化成工業㈱のS-TEC21-24の取組みに基づき、排出量抑制に努める。</li> </ul>			
※事務処理欄			

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	11.32 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	11.32 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・汚泥は、製造工程の改善及び工程トラブルによる突発的な汚泥発生の防止を図り、親会社である三洋化成工業㈱のS-TEC21-24の取組みに基づき、排出量抑制に努める。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	廃油	金属くず
	全処理委託量	12.84 t	2.16 t
	優良認定処理業者への処理委託量	12.84 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	2.16 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・廃油は、洗浄方法の改善、有価物売却の更なる促進、突発的な不具合品の発生を抑制し、親会社である三洋化成工業㈱のS-TEC21-24の取組みに基づき、排出量の抑制に努める。 ・金属くずは、突発的な不具合品の発生による廃棄缶の増加の抑制により排出量の抑制を図り、排出量抑制に努める。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量	3.28 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.28 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ガラスくず及び陶磁器くずは、今後とも試薬瓶の業者引取りおよびサンプル瓶の洗浄リサイクルを行い、それ以外で発生する廃ガラス及び陶磁器くずは、優良認定処理業者へ処理委託を行い、親会社である三洋化成工業(株)のS-TEC21-24の取組みに基づき、排出量抑制に努める。 ・がれき類は、今後とも再生処理業者へ処理委託を行い、排出量ゼロ又は現状維持(0.1t前後)に努める。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	木くず	蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)
	全処理委託量	0.0 t	0.08 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.08 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・木くずは、今後ともパレットの丁寧な取扱い及び修理による再利用を行い、再利用不可の物に対しては、全量、優良認定処理業者へ処理を委託し、排出量抑制に努める。 ・蛍光灯は、今後とも省エネ及び更新期間の長いLED化を推進し、全量、優良認定処理業者へ処理を委託し、現状維持に努める。		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。